

相模原市スタディクーポン事業 参画事業者募集要項

相模原市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもの学力や学習意欲を伸ばす機会を拡充し、自身が望む学校への進学を支援するため、電子クーポンを基本として学習塾代等の一部を助成する「相模原市スタディクーポン事業」（以下「本事業」という。）を令和 8 年 7 月から開始します。

つきましては、本事業において、クーポンが利用できる学習塾等の事業者（以下「参画事業者」という。）の登録を受け付けます。数多くの事業者様が登録いただくことで、本事業の目的を果たすことができると考えておりますので、本事業にご賛同いただき、是非ご参画くださいますようお願いいたします。

なお、本事業は、相模原市が株式会社日本旅行へ業務委託（株式会社まちのわに一部業務再委託）し運営・実施いたします。

1 本事業の概要

（1）事業内容

中学 3 年生（就学援助世帯、多子世帯）の学習塾代等に使用できるクーポンを交付します。

（2）対象者

相模原市内に居住する中学校 3 年生、義務教育学校 9 年生及び中等教育学校前期課程 3 年生（以下「中学 3 年生」という。）の生徒を養育する保護者で、次のいずれかに該当する世帯

- ・就学奨励金の交付決定を受けている世帯（以下「就学援助世帯」という。）
- ・23 歳未満の子を 3 人以上扶養している世帯（以下「多子世帯」という。）

（3）クーポン助成額

生徒 1 人当たり 年間最大 12 万円

※実際の助成額は、利用者ごとに異なります。

※1 か月当たりのクーポン利用上限額は定めませんので、月謝だけでなく、季節講習等のまとまった利用も可能です。

※クーポンは 1 円単位で利用可能です。

（4）クーポンの発行方法

- ・インターネット上で利用できる電子クーポンを交付します。利用者は、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器を介して利用します。
- ・電子クーポンの利用者には、クーポン利用のための ID・パスワードを送付します。
- ・インターネット環境がない利用者に対しては、カード型クーポンを交付します。

（5）クーポン留意事項

- ・クーポン有効期限は令和 9 年 2 月 28 日（日）です。3 月及び翌年度以降への繰越はできません。

- ・利用者が市外へ転出した場合は、転出月の翌月以降はクーポンの利用を不可とするとともに、転出月の翌月以降の期間に相当する助成額を減額します。
- ・年度の途中で就学奨励金が不交付となった場合は、2月28日まで引き続きクーポン利用が可能ですが、不交付決定月の翌月以降の期間に相当する助成額を減額します。
- ・クーポンは、現金または金券等との引換えはできません。また、参画事業者から釣銭を受け取ることもできません。
- ・クーポンは、生徒本人のクーポン対象費用にのみ利用することができます。生徒本人及び保護者以外の者に譲渡することはできません。
- ・クーポン交付前に参画事業者へ支払う費用には利用できません。

2 参画事業者の登録

クーポンを取り扱うには、参画事業者への登録申請手続きが必要です。次の「(1) 登録の条件」に該当することを確認のうえ、「(2) ①登録申請」を行ってください。

(1) 登録の条件

次のすべてを満たしていることを登録の条件とします。

- ① 中学3年生を対象に、主要5教科（国語、数学、理科、社会、英語）のいずれかについて、集団または個別に補習、進学指導等の学習支援を行うプログラム（以下「サービス」という。）を、その内容と価格を明示し、有償で提供している事業者（法人、任意団体、個人事業主等を含む）であること。

※英会話教室、そろばん教室、プログラミング教室、スポーツ教室等の習い事は対象外です。

- ② 参画事業者は、次のいずれかの条件を満たすサービスを提供していること。

ア 教室型：特定の教室等に生徒を集め、集団または個別に指導を行うもの

【例】学習塾、個別指導塾

イ 訪問型：登録または雇用した教師等を派遣し、生徒の自宅等に訪問して指導を行うもの（個人が自ら開業し生徒と直接契約する形態及び教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない）

【例】家庭教師（法人が運営するものに限る）

ウ 通信型：特定の事業所に生徒を集めずに、インターネットや郵便等の通信手段を用いて指導を行うもの（教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない）

【例】通信教育、オンライン学習塾、オンライン家庭教師

- ③ 日本国内に本社または所在地を有し、実際に相模原市民が利用できること。
- ④ 提供するサービスの対象者を特定の個人に限定せず、広く一般の利用を受け付けていること。
- ⑤ 代表者が明確であり、本事業にかかる事務手続き等への遂行能力が見込まれるものであること。
- ⑥ 利用者へのサービス提供にかかる管理が適切に行われており、個人情報の保護について万全を期していること。
- ⑦ 相模原市が実施するアンケート調査等に協力できること。
- ⑧ 政治活動（特定の政治思想を支持または反対するために行われる活動及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推進、支持または反対する活動）または宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動）を主たる目的としていないこと。

- ⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 1 5 日法律第 7 7 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）及びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が事業者の中にいないこと。
- ⑩ 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- ⑪ 本募集要項並びに関係法令を遵守すること。

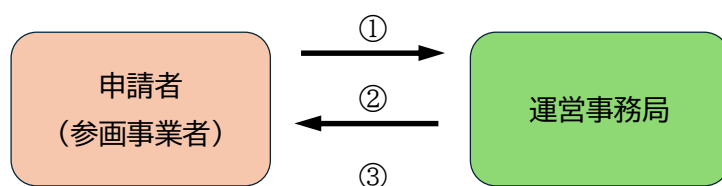
■クーポン対象費用

- ・初期費用（入会金、入塾テスト代その他これらに準ずる費用）
- ・月謝、受講料その他これらに準ずる費用（季節講習費、特別講座受講費、補講費、施設維持費等を含む）
- ・試験料、学力テスト料その他これらに準ずる費用
- ・教材費
- ・その他教育長が必要と認める費用

※上記は、クーポン交付後かつ今年度の授業を受けるために参画事業者へ支払うものに限ります。

（2）登録から利用開始までの流れ

登録申請から審査、利用開始（システムへの事業所名掲載）までは下記の流れとなります。



- ① 申請者（参画事業者）から運営事務局へ登録申請（WEB、郵送）
- ② 運営事務局において審査後、登録完了通知を送付（電子メール）
- ③ 参画事業者としてシステムへ事業所名が掲載され、利用が開始される。

① 登録申請

昨年度から引き続き登録いただく場合は「イ 振込先確認書類」をご準備ください。新規登録の場合は、次のア～ウをご確認いただき、必要な書類をご準備ください。

なお、同一事業者で複数の事業所を登録する場合、事業所単位で登録申請を行っていただきますが、参画事業者登録申請書以外の添付書類は共通で構いません。

■必要書類

ア 申請書等確認書類（法人・任意団体・個人事業主共通）【新規登録のみ】

・サービス内容及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等）

イ 振込先確認書類：振込先金融機関の通帳の 1 ページ目（表紙を開いて振込先の金融機関・支店・口座番号・名義人が全て記載されているページ）。なお、名義人は原則として次のとおりとします。

法人	「法人名義」または「法人名＋法人代表者名義」
----	------------------------

任意団体	「団体代表者名義」または「団体名＋団体代表者名義」
個人事業主	「申請者本人」または「屋号＋申請者名義」

ウ 事業実態確認書類：以下のうち申請者の区分に応じて、以下のいずれか【新規登録のみ】

法人	法人の登記簿謄本または登記事項証明書の写し（発行後3か月以内のもの）
任意団体	直近の法人納税証明書（その2） ただし、事業開始後、1事業年度未満等の理由で、法人納税証明書の提出が困難な場合は、次のいずれかの書類を提出 ・収益事業開始届出書の写し（所轄税務署への提出日を確認できるもの） ・その他、相模原市が事業の実態を確認できると認めた書類
個人事業主	直近の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控）の写しで所轄税務署への提出日を確認できるもの） ただし、事業開始後、1事業年度未満等の理由で、所得税確定申告書の写しの提出が困難な場合は、次のいずれかの書類を提出 ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄税務署への提出日を確認できるもの） ・その他、相模原市が事業の実態を確認できると認めた書類

※書類にマイナンバーが記載されている場合は、油性マジックで塗りつぶすなど、判別できないようにして提出してください。

■提出方法

【WEBの場合】

右の二次元コードまたは下記URLから、フォームを開いてご入力ください。

フォームへの入力後、PDF形式で必要書類のアップロードをお願いします。

URL <https://qa.nta.co.jp/Q/auto/ja/04473/studyc02jg/>



【郵送の場合】

相模原市スタディクーポン事業運営事務局（株式会社日本旅行神奈川法人営業部内）

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町6丁目81番地 ニッセイ横浜尾上町ビル4階

■登録申請からサービス提供までの流れ

- ・令和8年6月26日（金）（必着）までに登録申請を行っていただければ、7月の事業開始時から参画事業者としてクーポンを取り扱うことができます。
- ・以後、毎月10日（必着）までに登録申請を行った場合は、翌月の利用分から参画事業者としてクーポンを取り扱うことができます。

※登録申請書類に不備がある場合や別途調整が必要な場合などは、この限りではありません。

※審査には一定の時間を要しますので、余裕をもって申請をお願いいたします。

② 審査・登録完了通知について

申請内容・提出書類をもとに、運営事務局にて登録条件を満たしているか等の審査を行います。

ア 審査は、本募集要項の「２（１）登録の条件」に基づき行います。書類不備や不明点等がある場合は、事務局より問い合わせをさせていただきます。

イ 審査を通過した事業所には、登録完了の通知を電子メールにてお知らせいたします。その際に、今回の電子クーポンシステムの事業者用の機能のログインID・PW、利用方法のご案内等を同送いたします。

ウ 「２（１）登録の条件」を満たさない場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、参画事業者としての登録を認めないことがあります。

- ・登録申請内容（添付書類を含む。以下同じ。）に虚偽、その他不実の記載が認められたとき。
- ・登録申請内容に入力・記載漏れ、その他の不備が認められたとき。
- ・本募集要項に違反したとき（過去に違反した場合を含む）。
- ・上記アの事務局からの問い合わせ等に際し、「２（１）登録の条件」を満たすことが確認できないとき。

③ 利用開始（システムへの事業所名掲載）

登録完了後は本事業の電子クーポンシステムへ事業所名が掲載されます。

④ その他

相模原市または運営事務局は、参画事業者の名称、所在地、連絡先、サービス内容等の情報を書面またはホームページにおいて公開できるものとします。

3 登録内容の変更・取消

（１）登録内容の変更等

- ・登録内容に変更が生じた場合は「登録申請内容変更届」を、登録を解除したい場合は「登録解除届」を運営事務局あてに提出してください。事務局にて変更または解除の処理をいたします。
- ・届出がなかったことにより、相模原市及び運営事務局からの通知、送付書類、振込金その他が延着または不到着となっても、通常到着すべき時に参画事業者に到着したものとみなします。また、この場合において、参画事業者と第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任において解決するものとし、相模原市及び運営事務局の責によらず延着、不到着の事態が生じた場合も同様とします。

（２）登録の取消

参画事業者が次のいずれかに該当するときは、相模原市は参画事業者の登録を取り消すことができます。なお、これにより相模原市及び運営事務局に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害を賠償しなければなりません。

① 取消事由

ア 登録申請内容（上記登録内容の変更を含む。）を偽って記載したことが判明したとき。

イ 「２（１）登録条件」に定める事項を満たさなくなったとき。

ウ 参画事業者の代表者もしくはその従業員等、その他参画事業者の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分を受け、相模原市から登録の取消が相当と判断したとき。

エ 監督官庁から営業の停止または取消の処分を受けたとき。

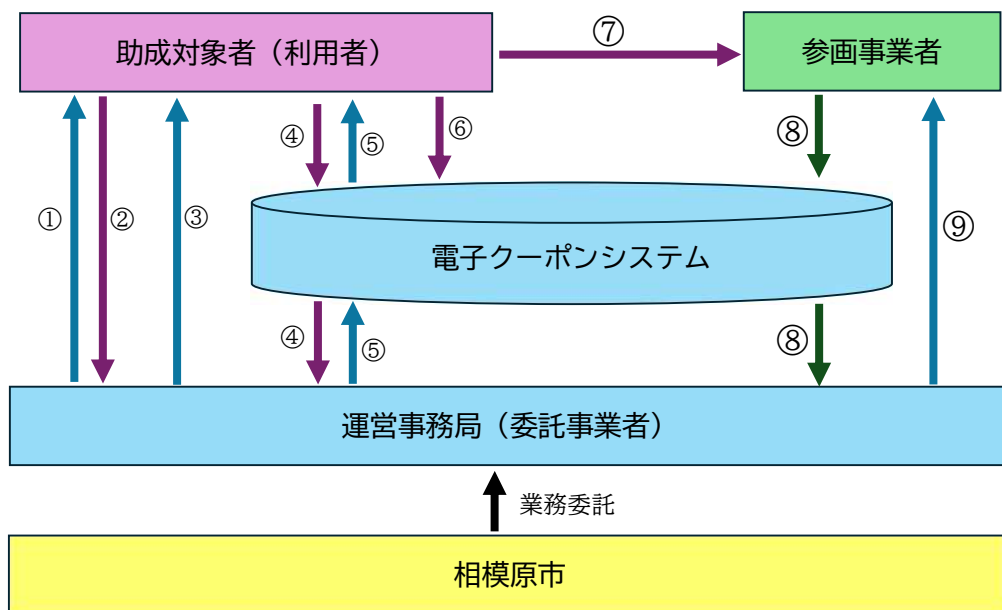
- オ 「(1) 登録内容の変更」に反し、変更届等の必要な書類の提出を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該義務を履行しないとき。
- カ 「5 (1) クーポン利用に関する原則」に反し、相模原市に対する義務の履行を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該義務の履行をしないとき。
- キ 「7 (1) 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、参画事業者の地位を第三者に譲渡したとき。
- ク 利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、相模原市が参画事業者として不適当と認めたとき。
- ケ 参画事業者が登録された所在地に実在しないとき、または登録された連絡先に相模原市及び運営事務局から連絡ができないとき。
- コ 参画事業者が行うクーポン利用にかかる請求に疑義があり、相模原市が参画事業者として不適当と認めたとき。
- サ 参画事業者が利用者の換金行為に加担するなど、不適切な利用者へのサービス提供を行っているときと相模原市が判断したとき。
- シ 参画事業者の故意、過失の有無にかかわらず、「7 (2) 個人情報の保護等」に示す個人情報が第三者に提供、開示されもしくは漏えいする事故が生じたと相模原市が判断したとき。
- ス 参画事業者が提供したサービスにおいて事故等が発生し、利用者または第三者に重大な損害を与えたとき。
- セ 政治教育（特定の政治思想を支持または反対するために行われる教育及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する教育）または宗教教育（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育）を行い、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき。
- ソ 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参画事業者の中に存在すると判明したとき。
- タ 参画事業者（参画事業者の代表者その他参画事業者の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が、自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相模原市及び運営事務局の信用を毀損し、または業務を妨害したとき、その他これらに類する事態が生じたとき。
- チ その他、本募集要項に違反したとき。

② 登録取消後の処理

参画事業者は登録取消後、ただちに参画事業者の負担において参画事業者であることの前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、登録取消後に利用者よりクーポン利用の申し出があった場合には、これを拒否するとともに、当該利用者に対して参画事業者としての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

4 クーボンの利用・精算・入金方法

(1) 電子クーポン利用時の流れ



- ① 運営事務局が助成対象者へ申請案内通知を行う【7月中旬】
- ② 助成対象者が運営事務局へクーポンの交付申請を行う
- ③ 市が助成対象者の交付決定を行い、運営事務局を通じて助成対象者へクーポンシステムの I Dや利用の手引き等の申請案内を送付する【申請から3～7日後】
- ④ 助成対象者は受け取った I D等により本登録手続きを行う
- ⑤ 運営事務局から助成対象者にクーポンを付与【本登録後速やかに】
- ⑥ 本登録した助成対象者は、クーポンシステムから希望する参画事業者を検索する
- ⑦ **助成対象者は参画事業者へ直接申込をし、その際はクーポン利用希望を必ず申し出る**
※本事業は、サービスの申込には関与しません。申込は事業所・利用者の当事者間で行ってください。また、クーポン利用の前に当事者間において、費用の支払いに関する事項（どの費用の支払いが必要か、前払いなのか後払いなのか等）について合意形成をお願いします。
※本事業の特性上、クーポン利用の意向確認は慎重をお願いします。
- ⑧ **参画事業者は事業者用のクーポンシステム画面にてクーポン利用実績・金額等を確認する**
※翌月5営業日までに助成対象者名や金額を確認し誤りがあれば運営事務局に連絡（修正等がない場合は参画事業者による請求があったものとみなします）
※本事業で対象者本人以外のクーポン利用はできません。必ずサービス利用者とクーポン利用者が同一人物であることをご確認ください。利用者名や金額に間違いがある場合、その他覚えのない実績が計上されている場合は、運営事務局へご連絡ください。
※助成対象とならないクーポン利用があったときは、当月内であれば運営事務局または市が当該利用分を取り消す場合がありますので、その際は助成対象者にその分の代金を請求してください。
※W E B が利用できない場合は運営事務局へご相談ください。
- ⑨ **運営事務局は参画事業者から報告されたクーポン利用登録データ（実績）を確認し、クーポン費を支払う（指定口座に振込）**

＜クーポンの利用対象となる費用＞

- ・ 初期費用（入会金、入塾テスト代その他これらに準ずる費用）
- ・ 月謝、受講料その他これらに準ずる費用（季節講習費、特別講座受講費、補講費、施設維持費等を含む）
- ・ 試験料、学力テスト料その他これらに準ずる費用
- ・ 教材費
- ・ その他教育長が必要と認める費用

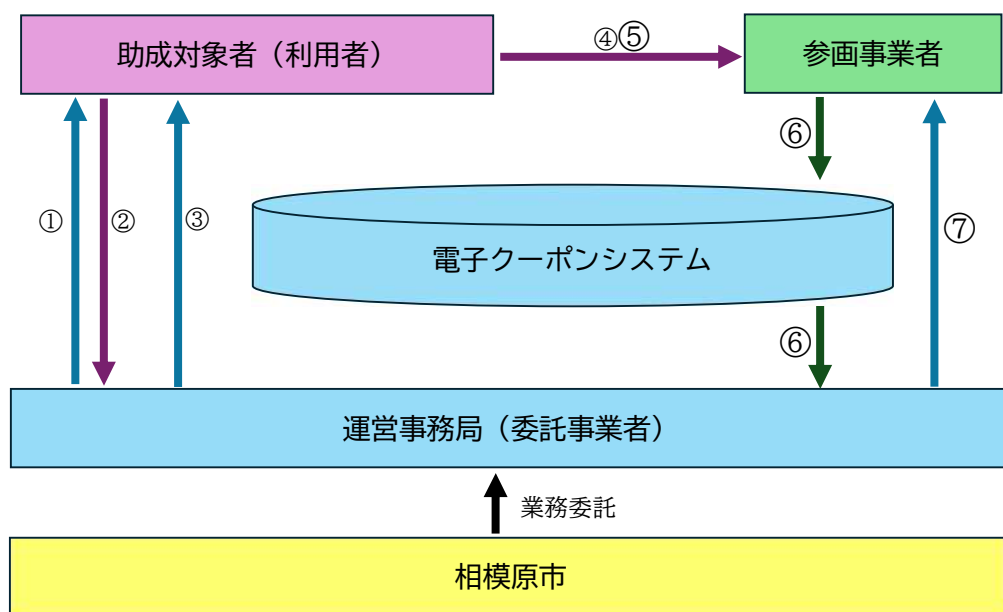
※上記は、クーポン交付後かつ今年度の授業等を受けるために参画事業者に支払うものに限ります。

○参画事業者ページについて

本事業では、クーポン利用にかかる手続きをインターネット上のシステムにより行います。パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる環境があれば手続きが可能です。

インターネット上のシステムによる手続きが難しい場合は運営事務局へご相談ください。

（２）カード型クーポン利用時の流れ



- ① 運営事務局が助成対象者へ申請案内通知を行う【7月中旬】
- ② 助成対象者が運営事務局へクーポンの交付申請を行う
- ③ 市が助成対象者の交付決定を行い、運営事務局を通じて助成対象者へ決定通知、カード型クーポン、利用の手引き等を送付する【申請から3～7日後】
- ④ 助成対象者は利用の手引きから希望する参画事業者を検索する
- ⑤ **助成対象者は参画事業者へ直接申込をし、その際はクーポン利用希望を必ず申し出る**
※本事業は、サービスの申込には関与しません。申込は事業所・利用者の当事者間で行ってください。また、クーポン利用の前に当事者間において、費用の支払いに関する事項（どの費用の支払いが必要か、前払いなのか後払いなのか等）について合意形成をお願いします。
※本事業の特性上、クーポン利用の意向確認は慎重をお願いします。

⑥ 参画事業者は事業者用のクーポンシステム画面にてクーポン利用登録データを作成する

※翌月 5 営業日までに助成対象者名や金額を確認し誤りがあれば運営事務局に連絡（修正等がない場合は参画事業者による請求があったものとみなします）

※本事業で対象者本人以外のクーポン利用はできません。必ず塾利用者とクーポン利用者が同一人物であることをご確認ください。利用者名や金額に間違いがある場合、その他覚えのない実績が計上されている場合は、運営事務局へご連絡ください。

※助成対象とならないクーポン利用があったときは、当月内であれば運営事務局または市が当該利用分を取り消す場合がありますので、その際は助成対象者にその分の代金を請求してください。

※WEB が利用できない場合は運営事務局へご相談ください。

⑦ 運営事務局は参画事業者から報告されたクーポン利用登録データ（実績）を確認し、クーポン費を支払う（指定口座に振込）

※クーポンの利用対象となる費用は（１）と同様です。

（３）精算間隔・入金時期について

クーポン利用日を基準とした月次精算となります。上記のとおりクーポンを集約し、原則として翌月末日（土日祝日の場合は直前の営業日）までにお振込みいたします。なお、振込手数料は相模原市が負担します。

※カード型クーポンは消込日基準となりますので、必ず当月内に消込まで完了してください。

5 クーポンの利用に関する留意事項

（１）クーポン利用に関する原則

- ・参画事業者は、助成対象者からクーポンの利用を求められた場合、原則として、当該助成対象者を顧客として受け入れなければなりません。
- ・参画事業者は、助成対象者からクーポンの利用を求められた場合、「（３）クーポン利用の拒否」に定める場合のほか、合理的な理由なくクーポンの利用を拒否してはなりません。ただし、明らかに電子クーポンを利用可能な助成対象者が紙媒体等のクーポン利用を希望する場合、当該助成対象者に電子クーポンの利用を促すことは差支えありません。
- ・参画事業者は「（３）クーポン利用の拒否」に定める理由でクーポンの利用を拒否した場合、速やかに運営事務局にその旨及びその理由を報告しなければなりません。
- ・参画事業者が助成対象者に提供するサービスは、利用者以外の生徒に提供するサービスと同一の内容のみとします。
- ・参画事業者が助成対象者に提供するサービスは、本事業の対象者のみを対象とするものではなく、広く利用者を募っていることが必要です。
- ・参画事業者が利用者に提供するサービスの料金は、クーポンを利用しない生徒に提供するサービスの料金と同一の設定である必要があり、利用者に対してのみ手数料等を上乗せすることは認められません。

(2) クーポン改ざん等への対応

- ・相模原市は、クーポンの改ざんやクーポンの適正な利用を妨げる事象が発生した場合、特定のクーポンを無効にすることがあります。
- ・クーポンの改ざん等が発覚した場合、相模原市または運営事務局から参画事業者に連絡することがあります。この連絡以降、参画事業者は、より厳重な注意をもってクーポンを確認しなければなりません。
- ・参画事業者はクーポンの改ざん等を発見した場合、速やかに相模原市または運営事務局にその旨を通知するとともに、流通防止に協力しなければなりません。

(3) クーポン利用の拒否

参画事業者は、次のいずれかに該当するときは、クーポンを提示したものに対するサービスの提供を拒否するとともに、直ちに相模原市または運営事務局に連絡し、これらの指示に従うものとします。

- ① 明らかに改ざん等と判断できるクーポンの利用を希望されたとき。
- ② クーポン利用を希望する者が明らかに不審であると思われたとき。
- ③ その他クーポンの利用等について不審があると思われたとき。

6 支払いの取消・留保

(1) 支払いの取消

相模原市は、参画事業者が次のいずれかに該当するときは、参画事業者に対し、クーポン利用にかかる支払いを行わないことができるものとします。また、これらの費用が支払い済の場合には、参画事業者は、相模原市の請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

- ① 「3 (2) 登録の取消」のいずれかに該当する疑いがあるとき。
- ② 「7 (2) 個人情報の保護等」に示す個人情報に関わる事故が発生した疑いがあるとき。
- ③ 参画事業者においてクーポンの不正取扱があったとき、または不正取扱をした疑いがあるとき。
- ④ 参画事業者が行ったクーポン利用にかかる請求が正当なものでないとき。
- ⑤ 参画事業者の事情により、利用者に対するサービスの提供が困難になったとき。
- ⑥ 「3 (2) 登録の取消」により参画事業者の登録を取り消した日以降に、利用者へサービスを提供し、クーポンによりサービス対価の支払いを受けたとき。
- ⑦ 「5 (2) クーポン改ざん等への対応」、「5 (3) クーポン利用の拒否」に反して、利用者へサービスを提供し、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき。
- ⑧ その他、利用者へのサービスの提供が本募集要項のいずれかに違反して行われていることが判明したとき。

(2) 支払いの留保

相模原市は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、支払うべき金額の全額または一部の支払いを留保することができるものとします。

- ① 参画事業者が行ったクーポン利用にかかる請求に疑義があると相模原市が判断したとき。

- ② 参画事業者が「3（2）登録の取消」に掲げる事由に該当したとき、または該当するおそれがあると相模原市が認めたとき。
- ③ 参画事業者が行った利用者へのサービス提供について、「6（1）支払いの取消」のいずれかに該当するかまたはそのおそれがあると相模原市が認めたとき。
※支払い留保後に当該留事由が解消し、相模原市が当該留保金の全部または一部の支払いを相当と認めた場合には、相模原市は参画事業者に対し、当該金員を支払うものとします。
なお、この場合、相模原市は参画事業者に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払いの義務を負わないものとします。

7 その他の留意事項

（1）地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

参画事業者は、参画事業者としての地位を第三者に譲渡したり、参画事業者の相模原市に対する債券を第三者に譲渡、質入当をしたりすることはできません。

（2）個人情報の保護等

参画事業者は、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

- ① 参画事業者は、利用者へのサービス提供を行ううえで、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、相模原市の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏えいしてはなりません。（利用者がクーポンを利用してサービスを利用しているという情報も「就学援助を受けている」ことを示すものでもあるので、第三者にこの情報を提供、開示、または漏えいをしてはなりません。）
- ② 利用者へサービスを提供する目的以外に個人情報を利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに参画事業者の責任において当該個人情報を破棄または消去しなければなりません。
- ③ 参画事業者は、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理しなければなりません。
- ④ 参画事業者は、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、もしくは漏えいする事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を運営事務局に報告しなければなりません。
- ⑤ 相模原市及び運営事務局は、参画事業者に前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画事業者に対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画事業者はこれに応じなければなりません。
- ⑥ 参画事業者は、④の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策および有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を相模原市に報告しなければなりません。
- ⑦ ⑥の調査及び再発防止策は、参画事業者の負担にて行うものとします。
- ⑧ 参画事業者の責に帰すべき事由により、④の事故が生じた結果、利用者、相模原市、運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負います。

- ⑨ ①から⑧にかかわらず、参画事業者は、個人情報の重要性に鑑み個人情報に関する各種法令の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければなりません。
- ⑩ 参画事業者は、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければなりません。
- ⑪ ここに定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとします。

(3) 利用者との紛議の解決

- ① 参画事業者は、サービスの内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、参画事業者の責任において、解決にあたらなければなりません。
- ② 参画事業者は、サービスの提供において、事故等が発生し、利用者または第三者に損害を与えた場合、参画事業者の責任において解決するものとします。
- ③ ①及び②の場合、相模原市及び運営事務局は一切の責任を負わないものとします。
※本事業は塾等の費用を、クーポンを介して助成するものであり、塾等の契約については関与いたしません。

(4) 損害賠償責任

参画事業者が本募集要項に違反した結果、利用者、相模原市、運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

(5) その他

本募集要項の内容は、相模原市の方針等により予告なく変更される場合があります。

お問い合わせ先

相模原市スタディクーポン事業運営事務局（株式会社日本旅行 神奈川法人営業部内）

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町6丁目81番地 ニッセイ横浜尾上町ビル4階

TEL 050-8894-4390

営業時間 月曜～金曜 11:00～18:00（土日祝日、年末年始を除く）